

平成23年度 事業計画

介護保険制度は制度創設以来、幾多の改正が行われつつ着実に推進してきた。制度創設から10年が経過し、少子高齢化の進展、単身・高齢者世帯の増加など、地域社会・家族構造及び意識の変化も大きく変容している。

医療行為を必要とする利用者の増加や認知症の増加など、高齢化や重度化に対応した様々な取り組みの推進が求められている。

また、介護人材の不足があり、介護の現場をより魅力あるものにするための処遇の向上や介護職員の人材確保と定着のための取り組みが求められている。

介護報酬については、前回(平成21年度)の改定から3年を経過し、高齢化が急速に進展する中であってサービスの質の確保・向上を図るため、平成24年度において改定が図られることとなっている。

このため、前回まとめた「運営実態調査及び運営体制に関する調査」、平成21年度の介護報酬改定の影響調査等で検証した結果・分析を踏まえて、あらゆる機会を通じて要望や提言を引き続き関係者に発信していく。

このような中、「社団法人兵庫県老人福祉事業協会」(以下「当協会」という。)は社団法人化して10年目の区切りを迎えるが、公益法人制度改革(平成20年12月施行)に伴い、新たに一般社団法人として平成24年4月の認可にむけて一步を踏み出すべく関係者、関係機関との度重なる協議・検討を鋭意重ねているところである。

当協会の目的は、高齢者福祉に関する調査研究・情報提供、高齢者福祉従事者の研修・育成、高齢者福祉事業の充実・発展、施設機能の向上等を推進することにより、真に豊かな福祉社会づくりに寄与することにある。この目的を達成するため、テーマごとの7委員会と、種別3部会(以下「委員会等」という。)を設置し、事業の具体的推進を図ってきており、毎年成果をあげてきている。今後もこれまでの取り組みの検証を行いつつ必要かつ新たな事業を展開していく。

なお、委員会等の活動の共通の目標ともなる「重点事項」については、例年どおり下記4項目を定め、事業の執行については各委員会等との連携に努めて万全を期して、より効果が高まるよう展開していく。

重点項目

1 介護保険制度への的確な対応

- (1) 介護保険推進委員会の活動を中心に、引き続き施設の現状把握や課題の抽出等について調査・研究を行う。特に、平成24年度の報酬改定に向けて、前回まとめた「運営実態調査及び運営体制に関する調査」等で検証した結果・分析を踏まえて、現場の声を兵庫県等に要望・提言していくとともに、利用者の立場に立った運営が図られるよう努めていく。
- (2) 種別部会(養護、デイ、軽費・ケアハウス)においても予防給付への取り組み等についての研究を行い、時代のニーズに的確に対応していく。
- (3) 新規制度の定着・浸透のための研修会を適期に開催していく。

2 特色ある部会活動の強化

介護保険対象外施設である養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスを管轄する養護、軽費・ケアハウス部会においては、利用者の高齢化による介護保険制度への参画が重要課題である一方、本来の設立目的に沿った福祉施設としての意義を再認識し、ソーシャルワーク機能の強化やいきがい、介護予防対策等を重視した施設運営のための研修会、情報交換会を行うなど介護保険施設とは異なる観点からの特色ある部会活動を行う。

3 サービスの質の向上、利用者主体のサービス提供

サービス評価委員会、ケアプランリーダー養成・派遣事業委員会、拘束なき介護にむけての検討委員会、研修委員会等の活動を中心にサービスの質の向上、利用者主体のサービス提供を図っていく。

(1) サービス評価事業の実施

施設関係者や学識経験者で構成するサービス評価委員会を設置し、会員施設のサービス内容や改善方策やサービスの向上についての指導・助言を行うとともに、結果を公表し、利用者のサービス選択の一助とする。

(2) ケアプランリーダー養成・派遣事業の実施

委員会を設置し、ケアプランの習熟かつ機能的な実践に向けてケアプラン研修のあり方や連携方法を検討するとともに、中央研修会として基礎編及びICF概念編の研修会及び各ブロック単位の研修会等を通じ、良質かつ機能的なケアプランの浸透を県下施設に図る。

また、各ブロックの研修会に委員会委員を積極的に派遣する。

(3) 拘束なき介護推進事業の実施

拘束なき介護にむけての検討委員会を設置し、職員研修会、公開シンポジウムを開催するほか、各会員施設内研修に講師として委員を派遣する「アドバイザー派遣事業」を引き続き実施し、人権尊重や介護の質の向上を図る。なお、今までに開催した「拘束なき介護にむけての職員研修会」での各施設における実践シートを事例集として発行する。

また、拘束の延長線上にあると思われる高齢者虐待についても当委員会の研究対象に加え活動を強化する。

(4) その他のサービス向上に向けた研修会の開催

県等が主導する新分野の研修や職員のキャリアアップ、スキルアップ研修等も積極的に取り入れ、従事者のレベルアップを図る。

4 情報発信を中心とした公益的事業の推進

調査研究委員会や編集委員会等を中心に、委員会等の活動結果や機関紙「かけはし」のほか、サービス評価事業報告書などを積極的に公開するとともに、各種研修会もできる限り公開するなど真に開かれた社団法人として兵庫県高齢者福祉の向上の一翼を担う。

特に、調査研究委員会では「マンパワー確保と定着率に関する調査」を実施し、その結果を県下に情報発信する。

さらに、“介護”についての理解と認識を深めるため、介護の日（11月11日）の啓発事業として広く一般県民を対象としたシンポジウム等を継続実施する。

1. 各種委員会・部会

① 介護保険推進委員会

介護保険推進委員会では、利用者中心のサービスが安定的に供給されるよう老人福祉施設の現場における課題や対応策について、これまで調査研究した内容に基づき、引き続き関係者に情報発信するとともに、更に検討を重ねる。

また、介護保険に関する制度の仕組みについての情報提供、相談窓口を設置し、会員施設や県民に対し、よりよき介護保険制度の構築のための提言を行う。

本年は、特に昨年度実施した介護報酬改定をふまえた調査を基に施設運営の課題・対応策について調査研究し、その結果を厚生労働省・兵庫県などに要望・提言を行う。

事業名	内容	時期
介護保険推進委員会	兵庫県等と連絡調整を密に行う。 平成21年度介護報酬改定に伴い、施設運営の課題・対応策について調査・検討を行った結果を厚生労働省・兵庫県などに提言を行う。	年5回
介護保険研修会	サービス事業者を対象に課題にむけての対応策や介護保険の円滑な運営についての研修会を必要に応じて開催する。	随時
調査研究事業	平成21年度介護報酬改定に伴う、施設運営の課題についての調査研究の結果を取りまとめる。	随時

② サービス評価委員会

特別養護老人ホームのサービス水準の向上を支援することを目的に施設代表者、介護福祉士、社会福祉士、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、学識者で構成された「サービス評価委員会」を設置する。全会員施設を順次実施視察し、サービス内容の改善方法やサービスの質の向上について調査、助言等を行うとともに利用者のサービスの選択に資することを目的として、客観的な評価結果を報告書に作成し、一般に公開する。なお、評価終了施設には「実施済証明書」を交付する。

事業名	内容	時期
サービス評価事業 事前説明会	今年度サービス評価事業を受ける施設を対象に、本事業の目的、内容等について事前に説明を行う。	年1回
サービス評価事業勉強会	施設代表者、介護福祉士、社会福祉士、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、学識者で構成された「サービス評価委員会」において、本年度の重点目標の検討及び調整を行う。	年1回
サービス評価事業 班長会議	サービス評価事業の方針・目的等を検討協議するために開催する。	年1回
サービス評価事業	施設視察を行い、サービス内容の改善方法やサービスの質の向上についての意見交換・助言等を行う。 また、既評価済み施設にも再評価を実施する。	15ヶ所 (9月~1月) ※再評価 2ヶ所程度
サービス評価事業 総括会議	サービス評価事業報告書の発行のため、実施施設の評価内容について検討協議を行う。	年1回

発行物	「サービス評価事業報告書」 (部数) 冊子 800部 (配布先) 会員施設・関係団体
-----	---

③ 拘束なき介護にむけての検討委員会

本委員会では、職員研修会や実態調査などの事業を通して各施設における利用者の人権擁護や高齢者虐待に対する理解、また利用者個々のニーズにあった個別ケアを提供するために「拘束なき介護の視点」から介護の質の向上を目指し事業を推進してきた。今年度も拘束をしない質の高いサービス提供の推進にむけた事業を展開する。

また、平成21、22年度にて開催した「拘束なき介護にむけての職員研修会」参加施設の取り組み実践シートを委員会で取りまとめ、「拘束なき介護にむけての取り組み実践集」として発行する。

さらに、「高齢者虐待」についても平成22年度実施した調査結果をもとに、引き続き検討・検証し、地域・施設で暮らす高齢者の人権の保障やその人らしく生きる支援策を議論し、情報の発信もしていきたい。

委員会発足当初より、開催してきたシンポジウムについては、利用者やその家族、広く一般県民の皆様と共に「拘束なき介護・介護の質」を考える機会として事業展開を図る。

事業名	内容	時期
委員会	会員施設における利用者の人権擁護や高齢者虐待に対する理解を促し、介護の質の向上を目指すため、実態調査の結果等に基づきながら、委員会事業の企画や各施設への情報発信を行う。	年8回
拘束なき介護にむけての職員研修会	理解する研修から実践できる研修をスローガンに、人権擁護や高齢者虐待などをテーマに企画立案し、会員施設の拘束なき介護の意識統一、拘束ゼロの実践・情報交換に向けて実施する。	年1回
拘束なき介護にむけてのシンポジウム	利用者やその家族、広く一般県民とともに「拘束なき介護」「利用者主体のサービス」を考える機会としてシンポジウムを開催する。	年1回
拘束なき介護にむけての取り組みアドバイザー派遣事業	拘束なき介護にむけての取り組みを進めるにあたって、会員施設の要望に応えるべく本会委員をアドバイザーとして各施設へ派遣する「アドバイザー派遣事業」を実施する。	随時
拘束なき介護にむけての取り組み実践集	平成21、22年度に開催した「拘束なき介護にむけての職員研修会」での各施設における実践シートを委員会にて取りまとめ、実践集として発行する。 「拘束なき介護にむけての取り組み実践集」 (部数) 冊子600冊 (配布先) 会員施設等	

④ 調査研究委員会

本委員会が設置されて以降から、特に事業所間の情報交換のひとつのツールとして、毎年継続した形で、「老人ホーム活動の現況」を実施し、冊子からホームページでの公開と媒体や調査方法を代えながら、地域への情報発信としての役割をも果たしてきた。情報開示が当然の義務となった今日、本委員会での調査も、より事業所間や地域等で活用

されるものでなければならず、今年度からは今一度原点に戻ったかたちで調査研究項目の再検討を行っていく。

事業名	内容	時期
委員会	会員事業所や一般市民のために役立つ報告書作成のため、学識経験者を加えた委員会で検討を行い、定例若しくは必要に応じて、調査項目の検討や分析を行う。	年4回
マンパワー確保と定着率に関する調査について	平成22年度にマンパワー確保と定着率に関する調査についての試案を作成するためアンケート調査をした。それを基に今年度は会員事業所の管理運営やサービス、また更には一般市民等への情報発信の一助となりえるような調査を実施し、研究報告書の発行を行う。	年1回

⑤ 編集委員会

会員施設が実施している事業やサービスの内容等を広く県民に情報発信すると共に会員相互の情報や意見の交流を目的として「かけはし」の発行について検討協議する。

事業名	内容	時期
委員会	会員施設が実施している事業やサービスの内容等を広く県民に情報発信すると共に会員間の情報や意見の交流を目的として発行する「かけはし」の内容について検討協議する。	年3回
発行物	「かけはし」 (部数) 各1,000部 (配布先) 会員施設・関係団体	年3回

⑥ ケアプランリーダー養成・派遣事業委員会

本委員会は、会員施設のケアプランの習熟かつ機能的な実践に向けて、本委員会委員のスキルアップに努め、もって本委員会主催の研修会を有効に企画・実施する。

また、各ブロックとの連携を高め、各ブロックの要請に基づき本委員会委員を講師として積極的に派遣する。

特に、活動においては、「包括的自立支援プログラム」を「ケアプラン作成のアセスメントツール」とする「ケアプラン作成の理念と作成手順」を共有し、「ケアの視点」を高めると共に、良質かつ機能的なケアプランの作成及びケアの実践の一助となるべく事業を展開する。

事業名	内容	時期
委員会	1. 真に利用者主体に則った「ケアプラン作成の視点(質)」を追求し、本委員会委員のスキルアップに取り組む。 2. 「ICF」の概念を始めとする多角的な視点を持ちつつ、ありたい「包括的自立支援プログラム」を追究する。 3. ケアプランの習熟かつ機能的な実践に向けて、本委員会と各ブロックにおけるケアプラン研修のあり方や連携方法を検討し、もって本委員会主催の研修会を有効に企画・実施する。	年4回
ケアプラン研修会 (基礎編)	改訂版「介護老人福祉施設 包括的自立支援プログラム 施設サービス計画書作成のポイント」をもとに、会員施設	年1回

	における「ケアプラン作成の理念」並びに「包括的自立支援プログラムの特長と作成手順」の理解を目的とするケアプラン研修会（講義編）を開催する。	
ケアプラン研修会（ICF概念編）	「ICF」の概念と包括的自立支援プログラム（アセスメントツール）についての研修会を開催する。	年1回
各ブロックケアプラン研修会の推進	各ブロックにおいて、「ケアプラン共通事例」をもとに、ケアプラン作成に係る「ケアの課題」「個々の課題」を目標化し、「ケアの視点」を高めることによる良質かつ機能的なケアプラン作成へ向けた研修会（演習）の開催を推進する。	各ブロックにおいて年1回
各ブロック研修会への講師派遣事業	各ブロックと協働してケアプラン研修会の推進を図ると共に、要請に基づき本委員会委員を講師またチューターとして積極的に派遣する。	随時

⑦ 研修委員会

施設のニーズを基本とし、専門的かつ内容の充実した研修事業について検討協議を行い実施する。また、広く県民への研修事業についても検討協議を行う。

事業名	内容	時期
委員会	会員施設のニーズに添いながら、本会が実施すべき研修内容の抜本的な見直しを図り、また、県からの委託事業についても検討し、専門的かつ充実した内容の研修事業を展開する。	年4回
介護支援専門員受験準備講習会	介護支援専門員を目指す専門職を対象に、介護支援専門員実務研修受講資格試験の受講対策講座・模擬試験を実施する。	年1回
職員研修会	介護保険施設としての課題、問題点、サービスの質の向上にむけての研修会を実施する。	年1回
施設長研修会	会員施設の施設長・管理者等を対象に、現在求められる課題、問題点等を検討協議する研修会を実施する。	年1回
介護の日シンポジウム	広く県民の方に、福祉・介護サービスの意義の理解や関心を一層深めていただくことで、結果的には福祉人材の確保へつながることを目的に、平成20年に制定された11月11日「介護の日」にシンポジウムを開催する。	年1回

⑧ 養護部会

養護老人ホームが平成18年度改正後、介護保険下の施設として事業展開を行い、様々な外部サービスを活用出来る可能性と共に、ケア出来る介護度の幅も広がった。自立支援に向けて、ソーシャルワーク機能の実践を基盤とした養護老人ホーム独自の役割・機能の新たな在り方について、委員会・研修会を通じて、会員施設からの意見・提案・課題にも事業の中で応え、雇用の安定化にも貢献する。また、会員施設の現状把握や各々の立ち位置の調査を行う事により情報を共有し、安定した運営に繋がるよう発信を行う。

事業名	内容	時期
部会	新型養護への移行後、質の維持・質の向上に向けて、様々な取り組みを行う。時節に応じて、タイムリーな情報提供や研修・調査等々、様々な変化に対応できる情報を会員施	年3回

	設に発信を行う為に、委員会を開催する。	
研修会	平成 18 年度改正前後より、事務職員・支援職員・看護職員・栄養管理職員(調理職員)等々の研修が実施されていない状況である。一方で施設利用者の多様化・重度化は先行的に進み、安心・安定・安全で快適な施設処遇・サービスの質確保を担保する為にも、職員の資質向上に向けた研修会を開催する。更に、養護老人ホームの職員が自立支援や利用者主体のケアに向けた展開手順の技能を習得する為に、研修を行う。	3 回程度
調査研究事業	県下の状況を把握し、安定した運営に繋がるよう発信を行う。	1 回

⑨ 軽費・ケアハウス部会

2015年の超高齢社会の到来を踏まえて、今般『地域包括ケアシステム』が出された。その内容は、「ニーズに応じた住宅機能の提供を基本としたうえで、生活上の安心・安全・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活圏内で適切に提供されるような体制」となっている。これはまさしく、軽費・ケアハウスが専門機能としてきた、住まい並びに生活支援機能であり、地域の中で軽費・ケアハウスが今後担うべき役割とその重要性を示唆している。

福祉施設でありながら、制度上見落とされてきた感のある軽費・ケアハウスであるが、そうした社会情勢を鑑み、スプリング設置に伴う補助や介護職員の処遇改善に伴う補助などについて意見・提言を行うだけでなく、介護報酬・医療報酬の同時改定による影響に備えるために、会員施設間の連携強化や共に学びを得られるような機会の提供を図ることにより、各会員施設の体質強化に寄与したい。

今年度はこれらのことを、軽費・ケアハウス部会の委員体制を見直し、より積極的にすすめていきたい。

事業名	内容	時期
部会	会員施設の現状把握と軽費・ケアハウスに今後求められる課題（施設の老朽化に伴う建て替えの問題、快適な住宅提供機能と少人数体制でのサービスの質の確保等）の整理と共に、制度改正に伴う問題点等についても取り組み提言する。	年 4 回
職員研修会	会員施設の職員を対象に、その時代の流れや背景に基づいた意義ある研修を行う。	年 1 回
施設長研修会	会員施設の施設長を対象に、現在求められている軽費・ケアハウスにおける今後の課題・問題点等を検討・協議する研修会を実施する。	年 1 回

⑩ デイ部会

介護保険事業所としての会員事業所の現状と今後の動向や課題等の把握を基本とし、「今後、デイサービスセンターに求められるニーズ」について、部会において共に考え、情報を共有する機会をもち、会員のニーズにあったテーマによる研修会を企画、実施する。

また、平成 24 年介護報酬改定にむけて、介護保険の現状と課題を整理し、兵庫県等へ

の提言・要望を介護保険推進委員会と連携し実施する。

事業名	内容	時期
部会	<p>会員事業所が抱える課題・問題点を分析し、その結果に基づいて兵庫県等に対し、介護保険推進委員会と連携し提言・要望を行う。</p> <p>また、会員のニーズに沿った各研修会等の企画立案を行う。</p>	年3回
職員研修会	サービスの質の維持・向上を求めて利用者本位のサービス提供を目的に、ケアの実践に即したテーマにおいて県内2会場にて実施する。	年2回
リーダー育成研修会	事業所のマネジメントを担う職員の育成を目的に、デイサービスセンターの生活相談員、介護主任等を対象に研修会を実施する。	年1回
施設長研修会	各事業所が抱える課題、今後の方向性について、共に考えることを目的に開催する。	年1回

2. 情報提供事業

事業名	内容	時期
かけはし	県下の老人ホームが実施している事業やサービスの内容等を広く県民に情報発信すると共に会員間の情報や意見の交流を目的として発行する。	年3回 各号 1,000部
マンパワー確保と定着率に関する調査について	会員事業所の管理運営やサービス、また更には一般市民等への情報発信の一助を目的に、会員事業所を対象に「マンパワー確保と定着率に関する調査」を実施し、集計・分析した結果を公開する。	年1回
サービス評価事業報告書	利用者のサービスの選択に資することを目的として、客観的な評価結果を報告書に作成し、一般に公開する。	年1回 800部
拘束なき介護にむけての取り組み実践集	平成21、22年度に開催した「拘束なき介護にむけての職員研修会」での各施設における実践シートを委員会にて取りまとめ、実践集として発行する。	年1回 600部
情報発信事業	本会ホームページにおいて会員施設へ各種情報を提供するとともに、一般県民には本会の事業内容、会員施設情報等を広く公開する。	随時

3. 国・県への政策提言、関係諸団体との連絡事業

本会の組織運営・将来の施設のあり方に向けて行政・関係諸団体との連携を強化し、政策提言を行う。

事業名	内容	時期
国・県への政策提言	本会の組織運営・将来の施設のあり方について国・県への政策提言を行う。また、介護報酬改定に向けて今まで実施してきた調査を基に、施設運営の課題・対応策についても要望・提言を行う。	随時
関係諸団体との連絡事業	行政・関係諸団体との連携強化を図り政策提言等	随時

	行う。	
--	-----	--

4. その他の事業

① 表彰贈呈事業

県下の各事業所に従事している永年勤続者や特に顕著な功績のあった職員及び施設に対し本会総会において表彰を行う。

事業名	内容	時期
表彰	対 象 会員施設及び職員	年1回 (6月)

② ブロック助成金

各ブロックの年間計画の中で行われるケアプラン等に関する研修に対し、施設利用者のサービスの質の向上に資することを目的とした研修に対して、本会からブロック研修事業助成金を交付する。

事業名	内容	時期
ブロック助成事業	対 象：県内7ブロック	年1回

③ 青年部会運営助成事業

社会福祉法人や老人福祉施設の次代を担う人材を育成することを目的に設置された青年部会の事業推進に対し本会から事業助成金を交付する。

事業名	内容	時期
青年部会運営助成事業	対象事業 1. 研修事業 2. 調査研究事業	年1回

④ 高齢者福祉事業に関する連絡調整事業

高齢者福祉事業に関する連絡調整を行うため、下記研修会の開催案内送付ならびに参加促進、情報提供を行う。

事業名	内容	時期
各種研修会の開催案内 参加促進、情報提供事業	全国老人福祉施設大会（高知）	11月8～10日
	全国老人福祉施設研究会議（岡山）	10月4～5日
	近畿老人福祉施設研究協議会（和歌山）	7月14～15日
	近畿老人福祉施設協議会施設長一泊研修会（滋賀）	1月26～27日
	兵庫県住宅再建共済制度の加入促進協力	随時

5. 法人運営

その他法人の運営に関することについて協議するため開催する。

事業名	内容	時期
総会	本会の組織運営に関する重要な事項を議決するため定款第20条に基づき開催する。	年2回 (3・6月)
理事会	本会運営の執行機関として事業活動の執行等について協議するため定款第20条に基づき開催する。	年3回

監事監査	本会の事業及び計画が適正に運営されているか監事による監査を行う。	年1回
正副会長会議	本会のより効果的な運営を行うため会議・委員会を設置、開催する。また、一般社団化へ向けての運営方針決定や調整を行う。	年6回
正副・ブロック長会議	本会のより効果的な運営を行うため会議・委員会を設置、開催する。	随時
運営委員会	本会のより効果的な運営を行うため会議・委員会を設置、開催する。	年3回
部会長・委員長会議	本会のより効果的な運営を行うため会議・委員会を設置、開催する。	随時
老人福祉法制定 50 周年 記念誌作成委員会	平成 25 年 7 月に老人福祉法制定 50 周年を迎えるにあたり、本会、会員施設の歩みを取りまとめ記念誌を発行するため委員会を設置、開催する。	年3回

6. 受託事業等

(1) LSA活動強化事業

一人職場であることによる孤立化、複雑・多様化する相談への対応等多くの課題を抱えているLSA（生活援助員）に対して、専門相談会や研修会・交流会の開催により、LSAの活動支援体制の強化、LSAの資質向上を図り、シルバーハウジング等に入居する高齢者の介護予防・生活支援に資する。

なお、SCS（高齢者世帯生活援助員）等については復興基金が終了したことにより、研修会・交流会開催が十分でないため、これらの資質向上のために本事業の対象拡充を行う。

① LSA・SCSに対する専門相談会の開催

内 容 LSA・SCSが①介護・援助相談、②認知症・アルコール依存症、③コミュニティづくり等の高齢者ニーズに適切に対応できるよう、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門人材が相談・支援を行う。

開催回数 年4回（予定）

② LSA・SCSに対する研修・交流会の実施

内 容 市町単位では実施が困難な専門的な研修を実施する。また一人職場で孤立しがちなLSA・SCSを支援するため、LSA同士及び他の職種との交流会を開催する。

開催回数 年2回（予定）

③ 委員会の開催

内 容 上記の専門相談会ならびに研修・交流会の企画・立案を行う。

委 員 会 委員7名 年間1回開催（予定）

(2) 潜在的有資格者等養成支援事業（キャリアアップ研修）

人材確保対策事業に係る福祉人材のキャリアアップ支援策の一環として、各福祉関係団体が実施する研修の充実を図るとともに、研修機会の拡充を図るための県の助成制度（補助）を利用し下記研修会を実施する。

対象研修名（予定）

- ①拘束なき介護にむけての職員研修会
- ②ケアプラン研修会
- ③職員研修会
- ④施設長研修会
- ⑤介護支援専門員受験準備講習会スキルアップ向上研修
- ⑥養護部会研修会
- ⑦軽費・ケアハウス部会研修会
- ⑧デイ部会研修会

e t c

(3) 介護保険施設職員等人材確保支援事業・介護雇用プログラム事業

介護保険施設職員等人材確保支援事業

介護福祉施設等において、主に介護等未経験者を対象に介護補助などの業務に半年間従事（介護補助員）し、実践的な知識・技術の習得を通じて、介護業務に慣れてもらい、介護職員としての正規雇用につなげていく。

介護雇用プログラム事業

介護事業者が失業者を有期雇用契約者として新たに雇用し、介護施設等で介護業務に従事させるとともに、介護資格取得のための養成講座を受講させることにより、介護現場での雇用の拡大と介護人材の育成・確保を図る。

支援員の配置

上記事業を円滑に実施するため、本会に支援員を配置する。

（支援員従事内容）

- ①県と施設との契約事務補助
- ②日常の介護補助員・有期雇用契約労働者の相談対応 e t c

(4) 福祉・介護サービス啓発事業

福祉・介護に対する県民の理解を一層深めるため、高齢者に対する福祉・介護に係る啓発事業を実施する。

対象事業（予定）

- ①介護の日啓発事業 e t c

(5) 夜間・休日「安心ほっとダイヤル」開設事業

災害復興公営住宅等に居住する被災高齢者等のうち、特に見守りが必要な高齢者について、シルバーハウジングでは「L S A（生活援助員）」が、災害復興公営住宅等では「S C S（高齢者世帯生活援助員）」等が対応しているが、夜間・休日の対応が必ず

しも十分でないことを踏まえ、フリーダイヤルによる夜間・休日「安心ほっとダイヤル」開設事業を継続し被災高齢者の見守り体制のさらなる充実を図る。

①実施体制

本会加入の社会福祉法人において在宅介護支援センターを運営し、原則として災害復興公営住宅等への訪問活動を行っているL S A、S C Sの派遣法人等

②開設箇所数 県内1ヶ所

③開設時間 平日夜間：18：00～22：00

土日祝日： 9：00～22：00

④対象世帯 以下の対象世帯に対し募集を行い、希望者を登録する。

- ・ S C Sの見守り対象世帯
- ・ L S Aの見守り対象世帯
- ・ その他、夜間・休日の相談窓口を必要とすると認められる世帯